

世田谷区環境審議会区民委員（第17期）公募案内

世田谷区では、区の環境の保全等に関する施策を総合的・計画的に推進する上で必要な事項を調査・審議するため、区長の附属機関として環境審議会を設置しています。

世田谷区はみどりに恵まれた環境都市です。この良好な環境を次世代に引き継いでいくためには、みどりの保全・創出、ごみの減量、再生可能エネルギーの利用拡大など、資源循環社会の構築や脱炭素社会の実現に向け、環境負荷低減に関する様々な課題に取り組む必要があります。

地球温暖化による異常気象は、猛暑や集中豪雨・台風等による大きな被害を私たちの生活にもたらしています。このような危機的状況の中、令和7年（2025年）3月に策定した環境基本計画では、区民・事業者・行政が連携し、それぞれが役割を担いながら、将来にわたって良好な環境を保つ地域社会の実現を目指しています。そのためには、区民一人ひとりの視点や経験を区の環境施策に反映していくことが重要です。

そこで、日頃から環境問題に関心を持つ方や次世代を担う若い方、子育て中の方など、幅広い世代・立場の区民の方に環境審議会にてご審議いただきたく、以下のとおり区民委員を募集いたします。

■職務 年4回程度実施する環境審議会に出席し、環境に関する事項を調査・審議する。

これまでの環境審議会の議事録等は、区HPの環境審議会のページの中で公開しておりますので、ご確認ください。

■募集人員 若干名

■応募資格 次のいずれにも該当する方

- （1）世田谷区環境審議会の意義をご理解いただくとともに、平日日中に開催される審議会（主にオンラインでの開催を予定）に出席可能な方
- （2）令和8年（2026年）9月15日現在、世田谷区に住民登録があり、世田谷区内に引き続き1年以上住んでいる方
- （3）令和8年（2026年）9月15日現在、年齢が18歳以上の方
- （4）公務員でない方、世田谷区の他の附属機関の委員でない方、区政モニターでない方

■報酬 出席1回につき1万1千円（源泉徴収額含む）

■任期 令和9年（2027年）1月1日から2年間

■選考方法 書類・作文

■応募方法 次の2点を令和8年（2026年）10月15日（必着）までにオンライン、郵送または持参にて環境政策課まで提出してください。（FAXは不可。応募書類は返却しません。）

（1）区民委員応募申込書（ホームページからダウンロード可能）

（2）作文

・テーマ：「地球温暖化や自然環境、生活環境について感じること」

・字数：1000字以内

*作文の様式は自由です（ホームページから参考様式のダウンロード可能）。

■選考結果 応募された皆様に対し、11月中旬～下旬に申込書に記載されたご住所あてに郵送にてお知らせいたします。

なお、選考結果に関する個別のお問合せには回答いたしません。

■問合せ・
提出先 〒158-0094 世田谷区玉川1-20-1 二子玉川分庁舎
世田谷区環境政策部環境政策課 環境審議会事務局あて

TEL 03（6432）7128

FAX 03（6432）7981